3．減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種　類	減　損　額	内　訳	
		損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土地	0円	0円	0円
建物	0円	0円	0円
構築物	0円	0円	0円

4．算定方法等の概要

回収可能サービス価額は正味売却価額により算定しており、正味売却価額は土地については相続税路線価に基づき、建物及び構築物については固定資産評価基準に基づき、算定しております。

重要な後発事象

当法人は、「国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成二七年六月二六日法律第四八号）」（以下、「法律」という。）附則第２条第１項及び第２項の規定に基づき、法律の施行の時（平成28年４月１日）に、国が承継する資産を除き、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所の一切の権利及び義務を承継し、名称を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に改めました。

なお、法律附則第３条第１項の規定により、当法人が承継する国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所の資産の価額から負債の金額を差し引いた額を、政府から当法人に出資されたものとしますが、承継する資産の価額が今後開催される資産評価委員会で決定されるため、出資額は未定です。

重要な債務負担行為

当該会計年度に契約締結を完了させましたが、実際の支出が翌期以降になる債務負担行為のうち、重要なものは以下のとおりです。

ネットワークサーバシステムの賃貸借及び保守　13,269,690円

裁決の公告

東京弁護士会が平成27年10月６日に告知した同会所属弁護士三原崇功会員（登録番号24761）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年８月16日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年８月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 28 年 8 月 19 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成26年12月11日に告知した同会所属弁護士中田康一会員（登録番号21201）に対する懲戒処分（業務停止４月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年８月16日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年８月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 28 年 8 月 19 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成27年５月24日に告知した同会所属弁護士中田康一会員（登録番号21201）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年８月16日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年８月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 28 年 8 月 19 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成27年６月１日に告知した同会所属弁護士町田真喜（職務上の氏名　熊谷真喜）会員（登録番号27635）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年８月16日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年８月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 28 年 8 月 19 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成27年７月15日に告知した同会所属弁護士中田康一会員（登録番号21201）に対する懲戒処分（業務停止２月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年８月16日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を１月間停止する旨裁決し、この裁決は平成28年８月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 28 年 8 月 19 日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 28 年 9 月 7 日　　北海道教育委員会

1　失効した免許状

(1)　氏名　平野　高志　本籍地　和歌山県

(2)　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日

①　小学校教諭１種免許状、平10小１第610号、北海道教育委員会、平成11年３月15日

②　中学校教諭１種免許状、理科、平10中１第1463号、北海道教育委員会、平成11年３月15日

③　高等学校教諭１種免許状、理科、平10高１第2297号、北海道教育委員会、平成11年３月15日

2　失効年月日　平成28年６月23日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 28 年 9 月 7 日　　山口県教育委員会

1　失効した免許状

(1)　氏名　江本　光美、本籍地　山口県

(2)　免許状の種類　小学校教諭二級普通免許状

(3)　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

2　失効した免許状

(1)　氏名　赤井　　玄、本籍地　山口県

(2)　免許状の種類

①　高等学校教諭一種免許状（理科）

②　高等学校教諭専修免許状（理科）

(3)　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 28 年 9 月 7 日　　香川県教育委員会

1　失効した免許状

本籍地　香川県　氏名　中川　義光

生年月日　昭和54年４月17日

免許状の種類、教科、番号、授与年月日及び授与権者

(1)　小学校教諭１種免許状、平14小１種第142号、平成15年３月25日、香川県教育委員会

(2)　中学校教諭１種免許状（保健体育）、平14中１種第142号、平成15年３月25日、香川県教育委員会

(3)　高等学校教諭１種免許状（保健体育）、平14高１種第244号、平成15年３月25日、香川県教育委員会

2　失効年月日　平成28年８月18日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当